

2025年8月31日(日)

第14回 高等教育質保証学会 於山口県立大学

# スウェーデンの大学 における学生参画

武 寛子

(愛知東邦大学)



# 目次

- 01 ヨーロッパにおける流れ
- 02 スウェーデンの大学における  
学生像
- 03 スウェーデンの大学における  
学生参画
- 04 学生代表は何を身につけているのか
- 05 スウェーデンの事例から何を学べる  
のか

# 01.

ヨーロッパにおける流れ



# ヨーロッパにおける流れ

## 内部質保証とは

「機関(プログラム)の一連の活動に関する質の監視 (monitoring)と向上(improvement)に用いられる大学内部の仕組み」(大場 2009)

大学教育において、学生の意見を尊重し、取り入れることによって、学生の学修成果が効果的になる

(Nygarrd, Brand, Bartholomew and Millard 2013)

学生中心にした教育のあり方の重要性



# ヨーロッパにおける流れ



ボローニャ宣言：ヨーロッパにおける高等教育改革を提言  
ボローニャ・プロセス：ヨーロッパ高等教育圏を構築するための過程  
ヨーロッパ諸国の大学における内部質保証への学生参画を推進

2001年 ヨーロッパ学生組合（当時）  
（ESIB: the National Unions of Students in Europe）  
学生ヨーテボリ宣言（Student Göteborg Declaration）

ヨーロッパ高等教育圏の閣僚会議にESIBと各国の学生組合を招致することを要求

# ヨーロッパにおける流れ

- ENQA (European Association for Quality Assurance in Higher Education: ヨーロッパ高等教育質保証協会)
  - ESG2015 (Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area: ヨーロッパ高等教育における質保証の基準とガイドライン)
- 内部質保証に学生と社会の要求や期待を考慮に入れることの重要性を指摘
- 学生のもつ高等教育に対する目的に応じて、高等教育に求められる質も多様である

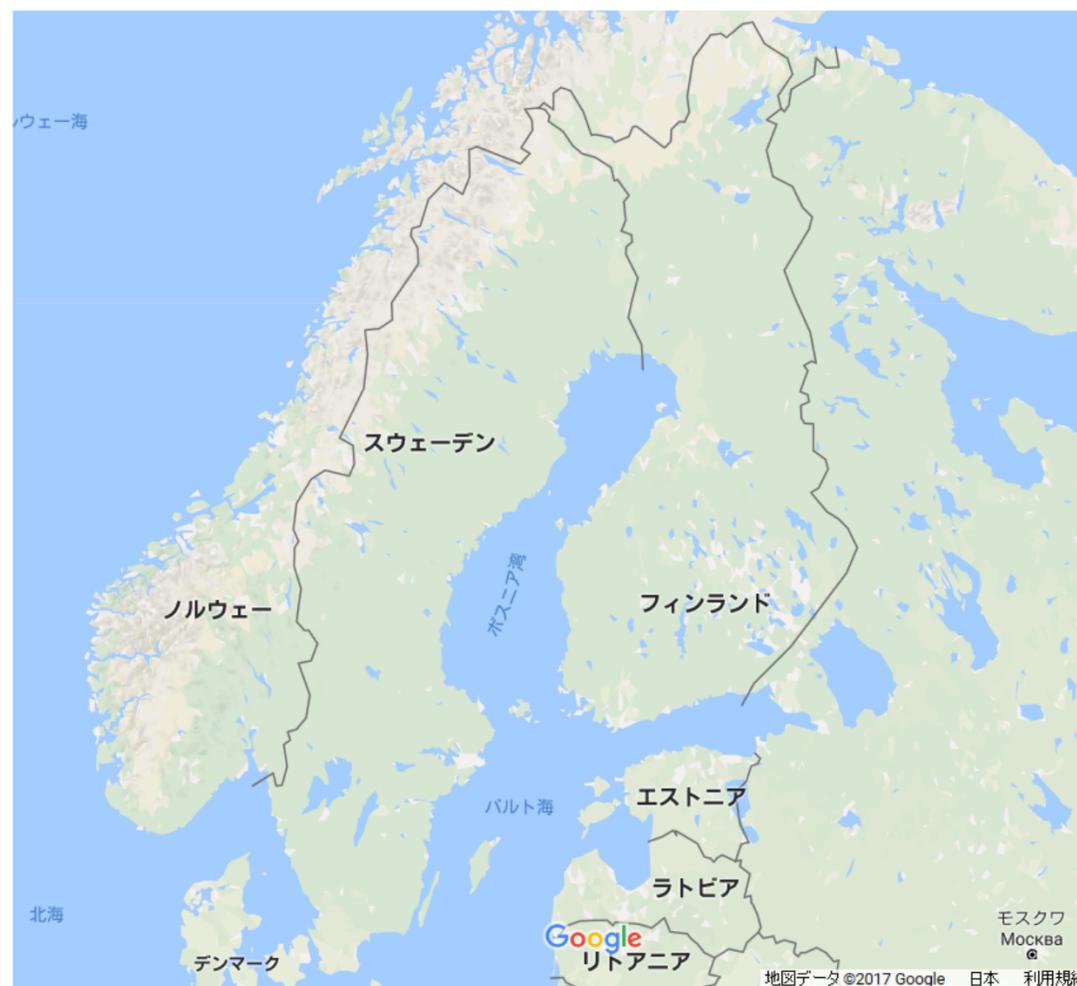


# 02.

スウェーデンの大学における  
学生像



# スウェーデンの基礎情報



## 学生の特徴:

- 大学に入学する年齢層が高い
- 高校卒業後に社会経験を積んでから大学へ進学する学生が多い
- 失業率も高く、就学期間が長期化する場合もある

(失業率 8.7% : 日本 2.6%)

(SFS2024) (統計局2024)

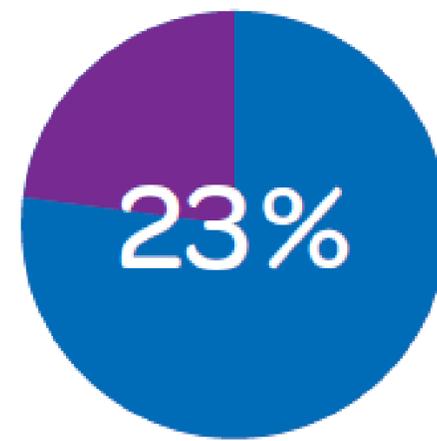
# 学生調査からみる学生像

全国学生調査 2016年度「学生の鏡像 (Studentspegeln: Students' Mirror)」より



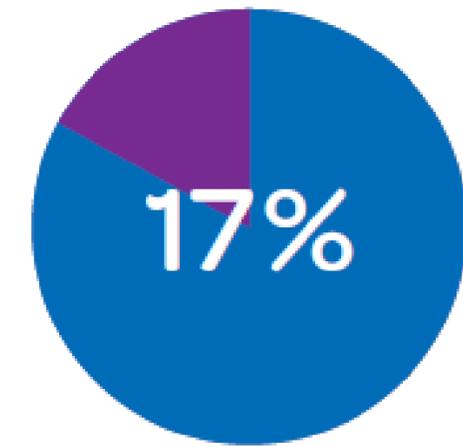
## 学習関連時間

平均して、学生は教員主導の指導、自習、グループワークといった学習関連の活動に週36時間を費やしている。



## 学習状況への所感①

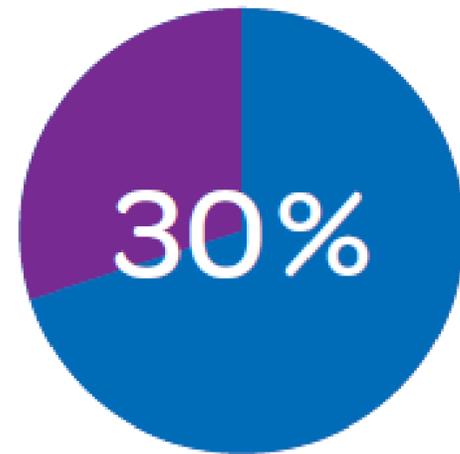
学生のほぼ4分の1 (23%) は、勉強の要求レベルが高い、または高すぎると感じている。



## 学習状況への所感②

..一方で、17%は要求レベルが低すぎると感じている。

# 学生調査からみる学生像



## 学習状況への所感③

30%の学生が、授業のテンポが速すぎると感じている。

Universitetskanslersämbetet(2017)Rapport 2017:3Studentspegeln 2016.

図1. 他の学生との協働に関する学生の自己評価

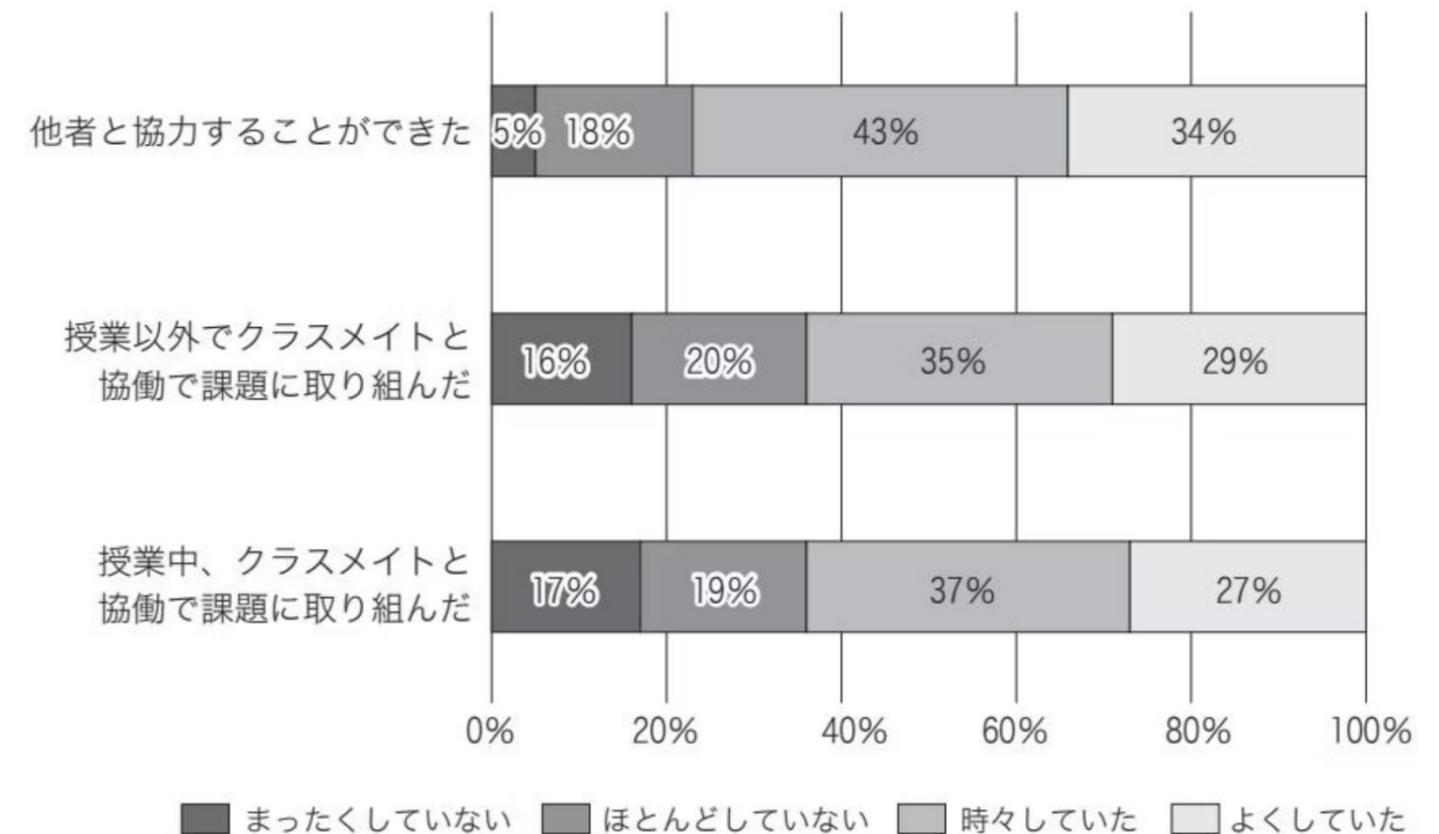


図1 他の学生との協働に関する学生の自己評価

武(2018)

- 77%の学生が「他者と協力することができた」と回答
- 工学系では約4割、人文系では14%と分野差が存在

# 03.

スウェーデンの大学における  
学生参画



# スウェーデンの学生参画の特徴

## 法的基盤の確立

- 1977年の高等教育改革以降、学生は大学の政策運営におけるパートナー
- 議決権を持つ重要なアクターとして国・組織レベルで政策に関与
- 高等教育法で学生参画が権利として保証

## 現在の課題

- 2010年に学生組合への加盟が任意制となり、2017年には加盟率が42%まで低下
- 学生の影響力をいかに高めるか？  
➡内部質保証における学生の視点を強化



# 高等教育法にみる学生の権利

- **高等教育法 第1条4節**

「学生は、高等教育機関の提供するコースやプログラムに影響をおよぼす権利が与えられている。高等教育機関はコースやプログラムの継続的な向上のために学生が積極的に活動できるように努めなければならない。」

- **高等教育法 第2条7節**

「学生はコースやプログラム、学生に関する決定や制度が整えられる際、自身の意見を発言する権利が与えられる」

# 学生の影響力

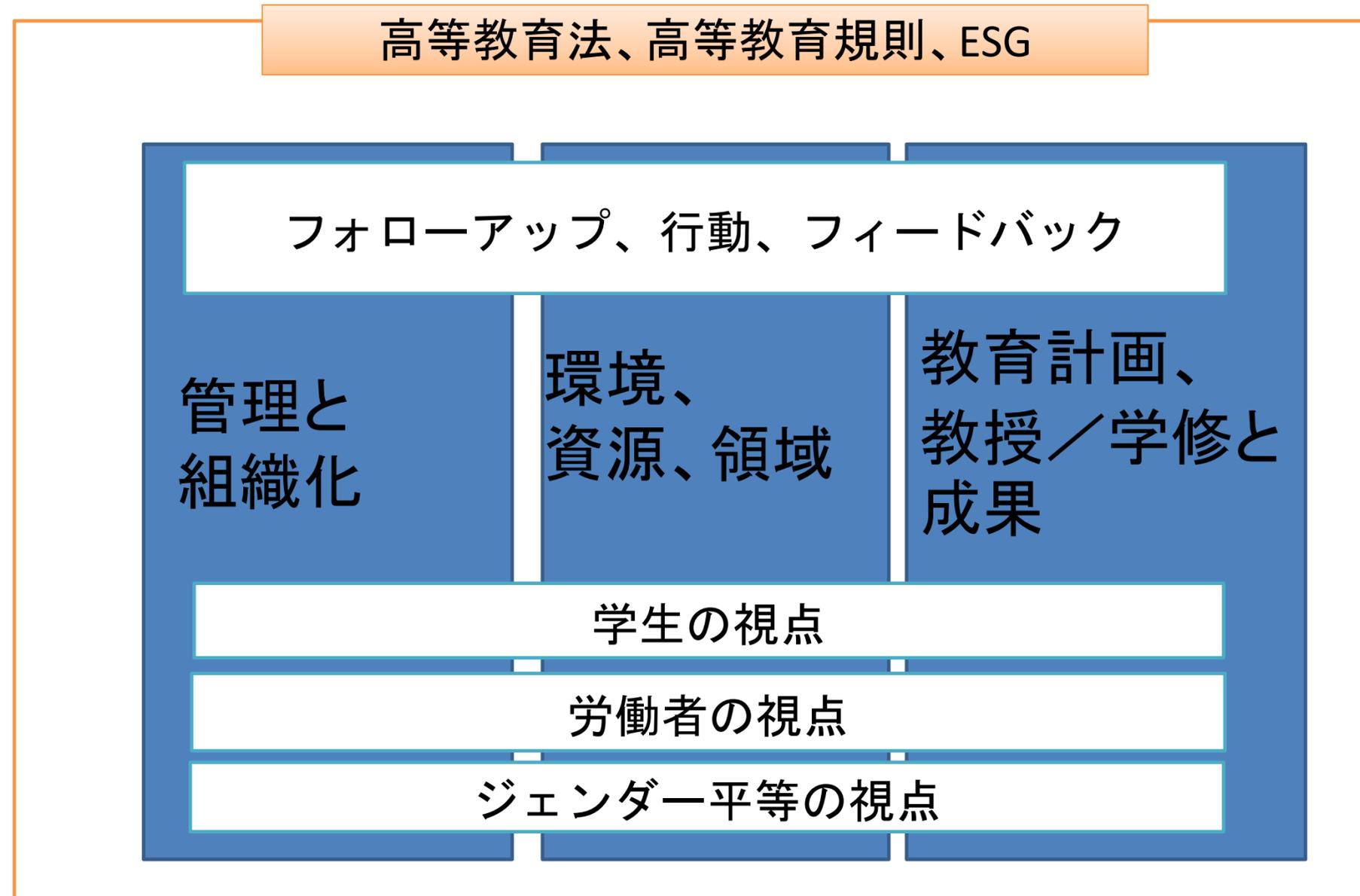
- 1997年 大学の意思決定レベル、全学レベル、学部・学科レベルの委員会における学生の影響力に関する調査を実施
- 大学および学生組合も意見書を提出
- 学生が全体的に大学に対して不満を有していることが明らかになった
  - 教員が学生の意見や提案を受け入れない
  - 学生の存在を軽視している

# 学生の影響力

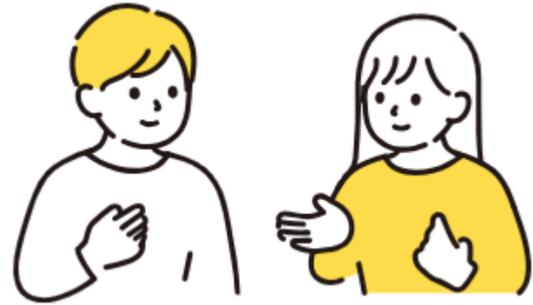
- 協働者および協働責任者としての学生の役割を重視
- 学生が自身の影響力を自覚する⇒大学教育の改善につながる
  - 学生の学修成果を高められる
  - 将来の就労に役立てられる
  - 大学と学生との双方にとって効果がある

(Utbildningsdepartementet 1998:34)

# 学生の視点を重視した内部質保証



# 学生の視点を重視した学生参画

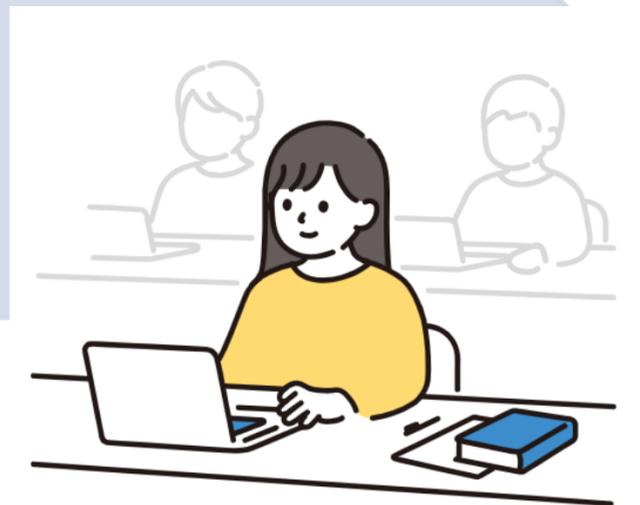


## 直接的な 学生参画

- 学生代表は、意思決定レベル、大学レベル、学部・学科レベルのあらゆる委員会に出席する

## 間接的な 学生参画

- 授業評価



# 04.

学生代表は何を身につけているのか？



## 大学

## 学生の影響力に関する資料

### ウプサラ大学

- 学生の影響力に関するガイドライン (Riktlinjer för studentinflytande vid Uppsala universitet)
- 学生代表のためのハンドブック (Handbok för studentrepresentanter)

### ストックホルム大学

- 学生の影響力に関する規則 (Regler för studentinflytande)
- 学生代表に関するチェックリスト (Checklista om studentrepresentation)
- 学生代表のための教育 (Utbildning för studentrepresentanter)
- 学生の影響力に関するウェブページ

### ヨーテボリ大学

- 学生の影響力に関する規則 (Regler För Studentinflytande )
- 学生代表のためのハンドブック (En handbok för studentrepresentanter)
- 学生の影響力に関するウェブページ

# 学生代表に求められる知識とスキル

知識	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高等教育法、高等教育規則、学生組合規則</li><li>● 各大学の内規</li><li>● 学生の権利と責任</li></ul>
スキル	<ul style="list-style-type: none"><li>● 議論... 大学、学生組合、他の学生と議論する</li><li>● 準備... 事前に資料に目を通し、質問内容を固める 質問内容について、学生組合や他の学生と確認する</li><li>● 省察... 自身の受けた教育内容、学修成果を振り返る</li><li>● 主張... 教育改善のための意見を伝える</li><li>● 積極性... 学生の影響力に関する知識をもち、教育改善に参画する意欲をもつ</li></ul>

# 学生参画のメリットは何か？

- 教員、職員がみえない学生の視点を、教育内容・教育環境の改善につなげることができる(U、G、S)
- 学生の意見
  - 大学がいかに運営されているのかを知ることができる
  - 自身が受けている教育プログラムがどのように構築され、実施されているのか、教員側の苦勞を知ることができる
  - 自分の意見が求められ、大学教育の改善に影響力があることを感じる



# 学生参画の 課題は何か？

- 学生代表の不足(U、G、S)
- 授業評価アンケートの回収率の低さ(U、G、S)
- 留学生をいかに参画させるか(U、G、S)

# 学生参画の課題は何か？

## ● 学生の意見

- 委員会の雰囲気が悪く、居心地が悪いときがある(U、G)
- 教員が威圧的な雰囲気をだすときがある (G、S)
- 学部によって学生に対する風当たりが違う (U、S)

## ● 教員の意見

- 学生は単に個人的な要望を言うだけで、建設的な議論ができないときがある(U)
- 学生代表が事前の連絡もなしに欠席することがある(S)

## ● 職員の意見

- 教員の関係性が悪い場合、委員会を運営しにくい(学生は関係ない)(S、U)

# 大学間の共通点と相違点

- **共通点**

- 学生代表を養成する制度を構築

- **相違点**

- 学生代表を養成する方法

- 学生組合によるセミナーの実施（ウプサラ大学、ヨーテボリ大学、ストックホルム大学）
    - 大学による学生代表養成のEラーニングの実施（ヨーテボリ大学、ストックホルム大学）
    - 大学全体でActive Student Participationの取り組みを実施（ウプサラ大学）

# 05.

スウェーデンの事例から  
何を学べるのか？



# 内部質保証における学生の役割

- 学生の役割は、学生代表として学生の視点を大学・教職員と共有することで、教育改善につなげる
- 内部質保証に参画する学生は、事前の準備や発言力が求められる
- 学生の意見を全て取り入れることを意図しているわけではない
- 意見の多様化を確保し、合意形成へとつなげる

# 内部質保証における学生の役割

- 学生参画は教育改善のための意見の多様化に必須
- 「参加民主主義」(Ruin1983)としての合意形成のプロセス
- 学生の意見がすべて正しいわけではないし、学生の意見だけを取り入れることを意図しているわけではない

# 日本への示唆

- 学生参画という新たな大学文化を構築することへの長期的視野
  - 学生との新たな関係を構築することができるか
  - 大学教育を評価し、教育改善の協同者としての学生の資質を養成
  - 学生の権利の保障(どのような権利?どのように保障?)
- 内部質保証への学生参画のメリットを探る
  - より良い教育改善のための協同者
  - 意見の多様化からの合意形成を目指す方法は可能なのか?
- 学生が参画しやすい雰囲気づくりの形成

# 参考文献

- Burman, Anders, and Landahl, Joakim (2020) *1968 och Pedagogiken*, Stockholm: Södertörns högskola.
- Högskoleförordningen 1977:263. (高等教育規則1977:263.)
- Högskoleförordningen 1993:100. (高等教育規則1993:100.)
- Högskolelag 1977:218. (高等教育法1977:218.)
- Högskolelag 1992:1434. (高等教育法1992:1434.)
- Nygaard, C., Brand, S., Bartholomew, P. and Mullard, L. (2013). *Student Engagement: Identity, Motivation and Community*. Libri Publishing.
- Regeringens proposition. (1999). *Studentinflytande och kvalitetsutveckling i högskolan (prop. 1999/2000:28, s. 23 ff.)*
- Ruin, Olof (1982) "Sweden: External control and Internal Participation-Trends in Swedish Higher Education", Daalder, Hans and Shils, Edward, *Universities, Politicians and Bureaucrats: Europe and the United States*, Cambridge: Cambridge University.
- Universitetskanslersämbetet(UKÄ), 2020, *Studentinflytande När en Enda Person Bereder eller Fattar Beslut – UKÄ:s Bedömning av 20 Typer av Beslut Rapport 2020:19*.
- Universitetskanslersämbetets (2020). *Studentinflytande när en enda person bereder eller fattar beslut – UKÄ:s bedömning av 20 typer av beslut*.
- Universitetskanslersämbetet(2017)*Rapport 2017:3Studentspegeln 2016*.
- Utbildningsutskottet, 1971, *Utbildningsutskottets Betänkande nr 29 år 1971*. (The Education Committee, 1971, *The Education Committee's Report no. 29 of 1971*.)
- Utbildningsdepartementet, 1998, *Ds 1998:51 Studentinflytande inom Högskola*. (Ministry of Education and Research, 1998, *Ds 1998:51 Student Influence within the University*)
- Take, H. and Kettis, Å. (2024). *What is students' assessment literacy at internal quality assurance in Sweden? –from the perspectives of students, staff and faculty*. (Feedback seminar, Uppsala University)

# 参考文献

- 大場淳（2009）「フランスにおける高等教育の質保証」羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘編著『高等教育質保証の国際比較』東信堂、pp. 177-195。
- 佐藤学（2003）「リテラシー概念とその定義」『教育学研究』70巻3号、pp.292-301。
- 武寛子（2018）「スウェーデンにおける学生参画による大学教育の質保証—『大学への影響力をもつ学生』の形成へ向けて—」『比較教育学研究』日本比較教育学会、第56号、pp.47-67。
- 武寛子（2020）「スウェーデンの大学における教育評価による質保証—授業評価のフィードバックによる学生の視点を重視した内部質保証の考察—」『大学教育研究』神戸大学大学教育推進機構、第28号、pp.41-55。
- 武寛子（2023）「スウェーデンの大学における学生の評価リテラシーとは何か—『学生の影響力』による内部質保証」 「日本比較教育学会大会 第59回大会」於上智大学、発表資料。
- 武寛子（2024a）「スウェーデンの大学における学生の評価リテラシーとは何か—『学生の影響力』行使のために—」日本高等教育学会編『高等教育研究』第27集、pp.147-166。
- 武寛子（2024b）「スウェーデンの内部質保証における学生の評価リテラシーとは—学生・学生組合・教員・職員の視点から」『日本比較教育学会』第60回、於名古屋大学。
- 武寛子（2024c）「スウェーデンにおける大学ガバナンスへの学生参画」『日本比較教育学会』「ラウンドテーブル：日本における大学ガバナンスへの学生参画の可能性—デンマーク、スウェーデン、イギリスとの比較の観点から」第60回、於名古屋大学。
- 田中正弘・武寛子（2022）「学生が作成する評価報告書は質保証にどのような影響を与えているか—スウェーデンとイギリスの『学生意見書』を参考に」『筑波大学教育学系論集』筑波大学人間系教育学域、第46号、第2号、pp. 1-16。

2024年3月1日～2024年4月25日において、ウプサラ大学、ストックホルム大学、ヨーテボリ大学の学生、教員、職員へ実施したインタビュー調査

ご清聴ありがとうございました。  
ございました。

